

オーストラリア連邦

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、証拠調べの共助が行われたもの
II ルートの選択基準			日本人か外国人かにかかわらず本ルート
III 作成すべき文書等（訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付）			1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部
IV 訳文			英語
V 費用			必要